

# 令和3年第1回（5月）上牧町議会臨時会会議録

## 議事日程

令和3年5月10日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第1号 専決処分報告について  
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 報第2号 専決処分報告について  
上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 5 報第3号 専決処分報告について  
上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 6 報第4号 専決処分報告について  
令和3年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について
- 第 7 議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第2号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について
- 第10 議第4号 令和3年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について
- 第11 議第5号 上牧町固定資産評価員の選任について

## 本日の会議に付した事件

第1から第11まで議事日程に同じ

- 追加日程第12 議長の辞職の許可について
- 追加日程第13 議長選挙について
- 追加日程第14 副議長の辞職の許可について
- 追加日程第15 副議長選挙について
- 追加日程第16 常任委員の選任について
- 追加日程第17 議会運営委員の選任について

- 追加日程第 1 8 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 9 議席の変更について
- 追加日程第 2 0 議員の派遣について
- 追加日程第 2 1 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について
- 追加日程第 2 2 上牧町ごみ処理問題特別委員の辞任について
- 追加日程第 2 3 上牧町ごみ処理問題特別委員の選任について

---

出席議員（12名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	吉中隆昭
7番	富木つや子	8番	康村昌史
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	服部公英

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
総務部理事	山下純司	都市環境部長	塩野哲也
住民生活部長	井上弘一	健康福祉部長	青山雅則
教育部長	松井良明	総務課長	山本敏光
秘書人事課長	高木真之	上下水道課長	南浦伸介
住民保険課長	落合和彦	税務課長	金崎恭彦
生き生き対策課長	林栄子	こども未来課長	寺口万佐代
教育総務課長	丸橋秀行	文化振興課長	吉川貴尋

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和3年第1回上牧町議会臨時会を開会いたします。

本日、臨時会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（服部公英） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には早朝よりお集まりを頂き、誠にありがとうございます。

まず初めに、町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の従来株に加え、変異株の新規感染者が全国的に増加傾向にある中で、感染防止対策にご協力いただいておりますことに、改めてお礼と感謝を申し上げます。

本町におきましても、65歳以上の高齢者の方々に向けて、新型コロナウイルスワクチン、ファイザー社製の接種券を4月9日から発送させていただいており、同月16日午前9時より、コールセンター及びインターネットによる接種予約の受付を開始させていただきました。しかし、予約受付開始早々にコールセンターに電話が集中し、電話が大変つながりにくい状態となったことや、ホームページにアクセスが集中し、インターネットによる予約受付ができ

ない状態となったこと等、皆様に大変ご不便をおかけいたしました。今後のワクチン接種につきましては、今回の教訓を踏まえ、コールセンターの回線を増やし、80歳以上と65歳から79歳の方々の予約日を別々に設定し、ワクチン接種をしていただけるよう対応させていただきたいと考えております。今後、ワクチン接種をされる方々に関しましては、国からの新型コロナウイルスワクチンの供給状況を考慮し、町民の方々に速やかに接種が可能となるよう、町ホームページや広報紙を活用しながら、スピード感のある情報を提供し、一人でも多くの方々に対して、安心してワクチン接種を受けていただけるよう尽力してまいりたいと考えております。ワクチン接種会場までの移動に関しては、4月27日より全町民の方々を対象として、パワーアップクーポン券、1人当たり2,000円を配布させていただいておりますので、接種会場までの移動手段の確保に活用していただければ幸いと考えております。昨日の日曜日、2000年会館でワクチン接種を実施させていただきましたが、混乱もなく、また、接種後の異常者もなく、無事180人の接種を終了させていただきましたことを皆様方にご報告させていただきます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明させていただきます。報第1号、報第2号、報第3号、報第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。内容につきましては、報第1号は上牧町国民健康保険税条例の一部改正でございます。報第2号は上牧町介護保険条例の一部改正でございます。報第3号は、上牧町税条例等の一部改正でございます。報第4号は、令和3年度上牧町一般会計補正予算（第1回）につきましては、5,676万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ86億4,076万7,000円とさせていただいております。主な内容につきまして説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額計上しております。歳出につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、1人2,000円のパワーアップクーポン券を発行するため、クーポン券発行事業費5,676万5,000円を計上いたしております。

議第1号は上牧町附属機関設置条例の一部改正でございます。議第2号は上牧町水道事業給水条例の一部改正でございます。議第3号 令和3年度上牧町一般会計予算（第2回）につきましては、6,792万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ87億869万円とさせていただいております。主な内容につきましては、歳入につきましては、国庫支出金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として5,012万6,000円、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金として16万9,000円、財政調整基金繰入金と

して1,762万8,000円を計上しております。歳出につきましては、感染防止対策事業費の需用費として47万5,000円を、公共施設における感染症対策として、人の接触が多いドアノブ等に貼る抗菌シールや2000年会館の円卓などに設置するためのパーティションの購入費でございます。次に、備品購入費795万6,000円として、各施設の入り口等に顔認証型A Iサーマルカメラを14台、感染症対応のためディスタンスを保ちながら対話可能な指向性スピーカー19台の購入費でございます。次に、町ホームページリニューアル事業費といたしまして、町ホームページの改修委託料として1,129万4,000円を計上しております。次に、避難所感染防止対策事業費の備品購入費として、避難所においてのワンタッチテント、抗菌幕セット5セット分の購入費用を121万円計上しております。次に、ペガサスホールからライブ配信事業費として107万円を計上しております。次に、保育所感染防止対策事業費の工事請負費といたしまして、保育所内で使用している蛇口式水栓を自動水栓化にするための改修工事費636万円を計上しております。次に、小・中学校I C T事業費といたしましては、需用費としてG I G Aスクール構想に伴う情報機器端末の充電器購入費用として671万円を、委託料として、教職員のI C T機器の運用支援を行う支援員に係る経費として523万6,000円を、備品購入費として、タブレットを活用した授業環境の充実を図るために、65インチ大型モニター33台分を、726万円を計上しております。次に、学校園感染防止対策事業費の工事請負費といたしまして、小・中学校及び上牧幼稚園で使用している蛇口式水栓を自動水栓化にすることで接触感染を減らすための改修工事費2,529万5,000円を計上しております。次に、幼稚園給食感染防止対策事業費の需用費として、幼稚園の給食時において、感染症対策としてパーティションを設置するため612万円を計上しております。議第4号につきましては、令和3年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）でございます。議第5号につきましては、上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

以上のとおり、案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議いただき、承認、議決、同意賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

失礼いたしました。保育所内の蛇口式水栓を自動化水栓にするための改修工事費、636万円と申し上げましたが、63万6,000円の間違いでございます。訂正させていただきます。

以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。



### ◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

康村議会運営委員長。

（議会運営委員長 康村昌史 登壇）

○議会運営委員長（康村昌史） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の令和3年第1回臨時会の議会運営委員会を、去る5月6日午前10時より全委員出席により議会運営について慎重に審議いたしました。本臨時会に付議を予定されます町長提出議案、報第1号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報第2号 専決処分報告について、上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、報第3号 専決処分報告について、上牧町税条例等の一部を改正する条例について、報第4号 専決処分報告について、令和3年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、議第4号 令和3年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、議第5号 上牧町固定資産評価員の選任について、本会議審議か各委員会付託かを審議しました結果、以上の9議案につきましては、本日の本会議審議とすることに決しました。

会期日程につきましては、本日5月10日の1日間と決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

---

◇

### ◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服部公英） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、石丸議員、11番、東議員を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定について

○議長（服部公英） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◇

◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） おはようございます。報第1号 専決処分報告について説明いたします。

専第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者世帯に対しまして、減免措置を講じているところでございますが、令和3年3月12日付厚生労働省保険局国民健康保険課、総務省

自治税務局市町村税課の事務連絡により、減免対象期間拡大の通知がありましたので、それに伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法179条第1項の規定により、専決処分させていただいたものでございます。

それでは、今回の改正について説明いたします。上牧町国民健康保険税条例附則第15項中、令和元年度分及び令和2年度分を令和元年度分から令和3年度分までに改め、令和2年2月1日から令和3年3月31日までを令和2年2月1日から令和4年3月31日までに変更するものでございます。これにより、令和3年度における国民健康保険税の減免の取扱いといたしまして、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分の保険税について減免措置を講じるものでございます。なお、この条例は令和3年4月1日から施行する必要があり専決処分させていただいておりますのでご報告申し上げ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） おはようございます。富木でございます。少し教えていただきたいと思っております。

今回、この資料にも出ておりますけれども、条例のところのナンバー1にもございます改正の概要が出されております。今回の減免の、2年度に引き続き3年度においてもこの保険料の継続拡大ということですが、今回の3年度の4年度までの継続についても、2年度からの継続の内容と同じ内容になっているのか、ちょっと確認なんですけれども、対象者の所得などの条件、それからあと、国の財源の投入については変わりはないのか、その辺、お願いします。

○議長（服部公英） 住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 資料のほうは条例ナンバー1でお示しさせていただいております。令和2年度のコロナ減免の内容と所得制限等について、もしくは対象者については変わりございません。令和2年度では、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯については全額免除、また、事業収入等の減少により、10分の3以上減少する見込みがある世帯については、それぞれの減免割合に応じた減免を実施してまいったわけでございますけれども、令和3年度においても、減免の対象者と減免基準については変わりございません。

2つ目の財政支援についてでございます。国の財政支援の基準割合でございますけれども、令和2年度の財政支援が災害臨時特例補助金や特別調整交付金によりまして、減免に要した費用の全てを補助対象というふうな形でいたしておったところでございますけれども、令和3年度分につきましては、保険税の減免額が市町村調整対象需要額に占める割合に近づきまして、それぞれに定める割合に相当する額を国の特別調整交付金で財政支援されることとなります。本町の令和2年度の実績から試算いたしましたところ、減免額が市町村調整対象需要額の1.5%未満ということになりまして、減免額の10分の2相当が支援される見込みとなっております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） そうしますと、令和2年度では、今、部長おっしゃったように、10分の10ということで、全てということだったと思います。だけど、今回の場合は、上牧町の試算については1.5%未満、10分の2ということで、これまでは10分の10であったけれども、今回は10分の2ということになると、そのほかの部分は10分の8ということは、それは今おっしゃったように、特別調整交付金からということになるということですが、そして、あとの分は自治体負担になるという考え方でよろしいんですか。

○議長（服部公英） 住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 今おっしゃいましたとおり、10分の2のほうは国から補助が出るんですけども、残りの10分の8については町の財源で賄うこととなりますので、恐らく基金充当すべきものと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ちょっとそこの辺りが納得いかないと思ったんですけども、引き続きするのであれば、やはり10分の10ということで、前年度の所得が3割以上減ったことに対しては変わりはない、だけれども引き続きということであれば、10分の10でいいんじゃないかと思うんですけども、今回は10分の2ということで、そこ辺りはちょっと納得できないと思っていたんですけども、その辺、どのようにお考えなのかと思ってお聞きしたんですが、その点、よろしいですか。

○議長（服部公英） 住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） おっしゃるとおり、被保険者の方につきましては、従来どおりの基準で全て減免させていただくわけでございますけれども、今回の通知によりまして、国の財源も、恐らく充てるべきものがないのではないかなというふうな形になって、10分の2

のみ国庫が充てられるといった次第でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） いずれにしましても、8割は自治体負担ということになって、皆さんにはそのまま10分の10ということで影響はないわけですから、その点はいいんですけれども、いずれにしても国の方針に従った形でということになりますので、その点については承知しております。

分かりました。以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



#### ◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 報第2号 専決処分報告についてご説明いたします。

専第6号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、昨年の6月定例会にて一部改正を行った介護保険料の減免措置が、令和3年3月12日付、厚生労働省通知によ

り延長されることとなり、現状、令和3年3月31日までの期間となっているため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方々に対し、令和3年度分の保険料におきましても減免対象とし、期間を1年間延長するものでございます。附則第7条第1項中の令和元年度分及び令和2年度分を令和元年度分から令和3年度分までに、令和2年2月1日から令和3年3月31日までを令和2年2月1日から令和4年3月31日までに改めます。また、同項第2号ア中の事業収入等のいずれかの前にその属する世帯の生計を主として維持する者に加え、同号イ中の減少することの前に、その属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額のうちを加え、条文を整備するものでございます。

この条例は令和3年4月1日から施行するものとし、令和3年3月29日付で専決処分とさせていただきますので、ご報告申し上げます。

以上が今回の改正内容となります。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第5、報第3号 専決処分報告について、上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 報第3号 専決処分報告について、説明いたします。

専第7号 上牧町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことから、上牧町税条例につきましても、適用日までに条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和3年3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

それでは、改正いたしました上牧町税条例の内容についてご説明いたします。

まず、第1条改正の上牧町税条例等の一部を改正する条例の説明でございます。第36条の3の2の改正につきましては、所得税において、税務関係書類の電子化推進の観点から、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出の要件である所轄税務署長の承認を不要とする改正がなされたことについて、町民税においても、同様の取扱いをするための改正でございます。

第36条の3の3の改正につきましては、前述の改正と同様、公的年金受給者の扶養親族申告書の電子提出時の所轄税務署長の承認を不要とする改正でございます。

次に、第53条の8、53条の9の改正につきましては、前述の改正と同様、退職所得申告書の電子提出に係る所轄税務署長の承認を不要とするための改正でございます。

次に、第81条の4の改正は、軽自動車の環境性能割の税率に関する条文で、このたび、地方税法において新たな燃費基準が設けられたことにより、条文が追加されたことに伴う改正でございます。

附則第10条の2の改正は、固定資産におけるわがまち特例に関する改正でございます。主な改正内容としましては、期限が到来し、条文が削除になったことに伴う項ずれ改正、及び地方税法上で条文の削除等があり項ずれの発生したことによる条文中の文言の改正でございます。上牧町税条例においては、第3項、第24項が削除になったほかは、条文中の文言の改正のみで、内容等に変更はございません。

次に、附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第12条の2、附則第13条の改正は、令和3年度において固定資産税の評価替えが行われ、固定資産税の土地に係る負担調整措置の仕組みも現行の仕組みが継続されることとなったため、条文中の年度の文言改正及び新型

コロナウイルス感染症により、納税者の税に対する負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置により課税標準額が増加する宅地等及び農地について、前年度の課税標準額に据え置くための改正でございます。

附則第15条の改正に関しましては、固定資産税の評価替えに伴う条例中の年度の文言改正でございます。なお、特別土地保有税に関しましては、平成15年度の税制改正により、課税停止となっております。

次に、附則第15条の2及び附則第15条の2の2の改正は、軽自動車税の環境割の非課税に関する条文でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、現在の軽減措置を9か月延長するための文言改正及び令和2年度エネルギー消費効率等算定自動車の基準が設けられたことによる改正でございます。

次に、附則第16条及び附則第16条の2の改正は、軽自動車の種別割に関する条文でございます。改正内容としましては、期限到来による条文中の文言の削除及び種別割について、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長されたことに伴う改正でございます。

附則第22条の改正は、東日本大震災に係る固定資産税の特例制度が延長されたことに伴う改正でございます。

次に、附則第26条の改正は、所得税において新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅取得環境の厳しさが増す中、住宅投資を幅広く喚起するため、一定の期間内に新築、中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行った場合、住宅ローン控除の適用期間を13年間とした改正がなされたことにより、個人住民税においても、所得税で控除しきれなかった額を翌年度の個人住民税から控除できるとするための改正でございます。

続きまして、第2条改正の上牧町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明させていただきます。この条例につきましては、昨年の9月議会でご承認いただいております令和2年9月、条例第30号の改正となります。この改正は、地方税法の改正がなされ、地方税法上で項ずれが発生したことに伴う条文中の文言の改正及び条文を削除するための改正でございます。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



#### ◎報第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第6、報第4号 専決処分報告について、令和3年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 報第4号 専決処分報告について説明いたします。

専第8号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第1回）につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和3年4月1日付に専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大する中、住民生活への影響は依然として続いている状況にあり、住民の皆様への生活支援と高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種の開始を迎え、より多くの方にワクチンを接種していただくための移動支援を目的に、町独自の対策といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、上牧パワーアップクーポン券発行事業を実施するための費用を調整させていただいたものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,676万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億4,076万7,000円とさ

せていただいたものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細につきまして説明させていただきます。

まず歳入説明書4ページ、5ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,676万5,000円を増額計上しております。

次に、歳出につきましては、6ページ、7ページ、款総務費、項総務管理費、目地方創生臨時交付金事業につきましては、上牧パワーアップクーポン券発行事業費といたしまして、5,676万5,000円増額計上しております。内訳といたしましては、クーポン券の郵送代として、479万4,000円、クーポン券に伴う換金業務委託料といたしまして278万円、クーポン券等の封入業務等委託料といたしまして、474万1,000円、クーポン券負担額換金原資といたしまして、4,440万円増額計上しております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第7、議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例の改正理由といたしましては、現行の総合計画と上牧町人口ビジョン及び上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、それぞれ町長の諮問機関として審議会を設置して策定いたしました。総合計画と上牧町人口ビジョン及び上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略ともに、令和3年度末で計画期間の満了を迎えることから、現在、令和4年度からの次期計画の策定を進めております。今後は地域の特性や実情に応じたまちづくり、人口減少対策を進めていく上で、総合計画と上牧町人口ビジョン及び上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略、それぞれの取組内容や目標について整合性を図り、足並みをそろえて取組を推進できるよう、総合計画の後期基本計画において統合することを予定しております。それに合わせて、審議会と検証策定委員会の組織についても、効率的かつ効果的な計画の審議を行うために、審議会等を整理するために改正するものでございます。

次に、改正内容といたしましては、別表中、上牧町総合計画審議会と地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会を上牧町総合計画等審議会に、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会を上牧町総合計画等外部検証委員会に、附属機関名及び担任する事項をそれぞれ改正する内容となっております。附則第1号では、この条例は公布の日から施行するとしております。第2条では、上牧町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部についても、同じ内容等により改正するものでございます。

以上が今回の条例改正の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第8、議第2号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 議第2号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本町の水道料金につきましては、自己水を持たず、奈良県水道より供給を受けていることから、近隣市町村に比べて高い設定となっております。このような状況の中、純利益は平成27年度から令和元年度の5年間で平均で年6,600万円となっております。また、令和3年度の予算では、令和2年度上牧町水道事業予定損益計算書により、令和2年度末の利益剰余金として9億7,400万円を計上しております。この利益剰余金につきましては、配水管の更新や水道庁舎や配水池の耐震化などの水道設備の維持管理を計画的に進めるとともに、住民の皆様の負担を少しでも軽減するためとして、そこで、水道料金の従量料金を20円引き下げることが目的として、上牧町水道事業給水条例の一部を改正するものです。

そこで、条例の改正内容につきましては、第25条の料金に係る別表第1、水道料金表の従量料金、9から20立方メートルの1立方メートルにつき200円を180円に、21から40立方メートルの1立方メートルにつき240円を220円に、41から60立方メートルの1立方メートルにつき290円を270円に、61から100立方メートルの1立方メートルにつき350円を330円に、101立方メートル以上の1立方メートルにつき410円を390円に料金を改正するものです。

また、附則として、この条例は令和3年4月1日から適用し、令和3年4月1日以降の水道料金で改正前の料金で納付されたものについては精算することを定めております。

以上、条例の一部改正の主な内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） おはようございます。10番、石丸典子です。

水道料金の従量料金の引き下げということなんですけれども、それぞれ従量ごとに料金が決まっているんですけれども、今回、一律に20円とした理由、根拠をまずお聞きしたいのと、3点お聞きします、それと、影響額です。それと、水道事業については、令和7年度に事業統合の予定で、県域水道の一体化が行われます。統合時には料金は、これまでの説明によりますと引き下がるということなんですけれども、将来的には引上げもあるということが含まれていると思います。その辺りでご説明をお願いします。ちなみに、石丸宅の3月分の上水道の料金で、引下げで試算しましたら、1か月当たり180円減額ということなんです。これから試算すると、町全体では2,000万ぐらいの影響額かなと勝手に試算したんですけれども、20円とした理由、影響額、今後の県域水道一体化への影響等をお聞きしたいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） まず、20円の理由ということで、これ、ちょっと後にさせていただいて、まず、影響額のほうにさせていただきます。一応、令和2年度ベースで計算させていただきました。それで、影響額については、年間で約2,300万強が出ます。

それと、20円にした理由ですが、先ほども言いましたように、純利益ということで6,000万強の額が出ております。また、令和2年度決算はまだですが、令和2年度についてもその程度出るという予測をしております。そういうことから、その部分は当然、利益剰余金に積み上げていくことになるんですが、毎年6,000万といういろいろな事業もこれからしていかなないと、当然、計画的にやっていくことにはなりますが、その分で2,000万減額しても、まだまだ余裕という意味ではないんですけれども、ある程度、住民の方に還元ができると考えております。

それと、県水道の一体化ということで、今、話に出ておりましたが、県のシミュレーションでは、今回よりもまだ下がるような見込みが出ております。その部分も踏まえて、今回、

この部分で落ち着いたという言い方は悪いんですけども、計算させてもらった結果ということになります。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 利益剰余金から逆算して20円というふうに出されたというふうな理解でよろしいですね。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 結果的にはそのようによろしいです。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それで、この件は1か月180円の減額ですけども、全町としては2,000万の影響ということで、分かりました。少しでも住民生活の負担軽減ということで、施策を立てられたということでは評価したいと思います。

それで、県域水道の一体化の件ですけども、その後、何か進展がありますか。令和3年度では、広域水道の企業団の準備の協議会が発足というふうな予定になっておりますけれども、3年度、まだ始まったばかりですけども、何か進展はあるでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 準備委員会というか、先ほどの協議会が、今月中に設立されるという話を聞いておりますが、まだ詳しい内容については聞いておりません。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分かりました。お聞きをしておきます。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 1番、遠山健太郎です。

議第2号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。さきの石丸議員が質問されたことの確認ですけども、20円の根拠を示していただきました。純利益6,600万円ほど上がってしまして、利益剰余金が9億4,440万円あるからそこから逆算したということで、この利益剰余金を活用した水道料金の値下げについては、決算委員会や予算委員会などでいろいろな議員が提案していて、先ほど説明もありましたけれども、管路の更新等で使うのでなかなか難しいという話がありながら、今回の英断をしていただいたことは本当にありがたく思っています。あえて聞きますけれども、この決断、なぜ今この

時期にされた、この臨時議会で20円の値下げを決めた、この条例改正をこの時期にやろうと思った理由について教えていただけますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 今までいろいろな理由で先延ばししてきたこともあるんですけども、今、コロナとは言いませんが、世間一般的に苦しい状況にあるということも踏まえながら、今度の県との統一化も見据えた上で、今回ということにさせていただきました。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 改正趣旨によりますと、近隣市町村と比べて高いものとなっており、これは毎年続いていることだったんですけども、今回というのは、コロナ禍ということもあって、住民の皆さんの生活が厳しいということもあるのと、あと、令和7年度に向けての統合に向けて、この時期に決断をしたというふうに解釈させていただきました。改めまして申し上げますけども、利益剰余金を活用した値下げに踏み切っていただきましたこと、重ねて感謝申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 私のほうから1点お聞かせいただきたいんですけども、上牧町の水道事業の分で料金が引き下げられるということになったわけですけども、上牧町では片岡台1、2、3が河合町からの給水となっております。ここでの差というのはどのような差があるのか、ないのか、教えていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） まず、現在、河合町とかなり差があります。河合町のほうがかなり安いのは事実です。基本的に皆さん、使っていただいているのは、13ミリと20ミリということになっております。13ミリにおきましては、今後、全体的に、今、町の試算では1家庭平均24立米ぐらいということで、この部分については、河合町との差が、現在は300円河合町のほうが安いと。それが今回逆転いたしまして、上牧町のほうが40円安いと。また、20ミリにつきましても同じ計算をさせてもらいますと、現在、河合町のほうが520円安いと。でも、それが180円に縮まると。それと、あと、先ほど13ミリ逆転するとは言いましたものの、26立米を超えると、やはり河合町のほうが安くなります。以上が今の差ということで、説明させていただきます。

○11番（東 充洋） 了解。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 富木でございます。1点お願いいたします。

今、値下げの理由について、現在のコロナ禍の中で、社会状況は経済的に大変厳しいということと、それから、あと、令和7年の県の統合を考えてということで、この理由が今、示されたわけですけれども、期限について、統合に向けてということでしたので、いつまでという点は示されていないわけですが、その点について、統合してからも県の値段よりは下がるというシミュレーションもありましたけれども、その辺をどのように考えておられるのか、今後についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 期限といいますと、当然このまま本町としては進めていくということになります。ただ、統一ということがありますので、そのときの県の試算のシミュレーションでは、これよりも安くなるという計算ではありますが、その時期に来ないと約束もできないのですけれども、今のうちの予算では、それを踏まえたとしても、この水準以下になると考えております。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでコロナ感染拡大防止のため、10分間の休憩を取りたいと思います。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第9、議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について説明いたします。

補正予算（第2回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,792万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億869万円とするものでございます。今回の補正予算は、国の令和2年度の予備費を活用した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費のほか、日本全国で4月以降、新型コロナウイルスの感染が急拡大しており、特に関西圏では感染力が強い、重症化リスクが高い変異株が広がり始めています。また、これまで子どもは大人に比べて感染しにくいとされてきましたが、最近では変異株に感染した子どもたちが増えてきており、さらなる新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組むため、国において、令和2年度第3次補正で拡充されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校園感染防止対策事業ほか、7事業に係る経費を計上させていただいております。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費につきましては、令和3年度一般会計当初予算と令和3年度一般会計補正予算（第1回）に計上しました事業と合わせて13事業、予算総額といたしまして1億4,294万円となっております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業費が確定したことから、今回の補正予算におきまして、5事業についても財源内訳補正を計

上しております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細につきまして説明させていただきます。

まず、説明書4ページ、5ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、第3次交付限度額1億1,764万円のうち、令和3年度一般会計当初予算と令和3年度一般会計補正予算（第1回）に充当いたしました6,751万4,000円の差額、5,012万6,000円、増額計上しております。

同じく、目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から、給付金を支給する事業に係る補助金といたしまして、16万9,000円増額計上しております。

款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の調整として、財政調整基金から1,762万8,000円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は8億9,481万7,000円となっております。

次に歳出6ページ、7ページ、款総務費、項総務管理費、目地方創生臨時交付金事業につきましては、大きく分けまして3つの支援策を計上させていただいております。まず1つ目は、住民生活等における感染拡大防止に関する支援事業として、説明欄、感染防止対策事業費、避難所感染防止対策事業費の2事業でございます。感染防止対策事業費につきましては、引き続き各公共施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、接触感染対策テープ、非接触式検知器、顔認証型AIサーマルカメラ、パーティション越しの会話の支援として、マイクを利用して話すことで相手に音声伝わる対話式支援機器等の購入費用として843万1,000円、次に、避難所感染防止対策事業につきましては、避難所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、避難所の3密を避け、より安全に適切に避難してもらうことを目的に、ワンタッチテントの購入費用として、121万円増額計上しております。

2つ目の新しい生活様式へ向けた支援事業として、説明欄、町ホームページリニューアル事業費、ペガサスホールライブ配信事業費の2事業でございます。町ホームページリニューアル事業につきましては、新型コロナウイルス感染状況等、様々な町からの情報発信について、各課から独自に即時性のある情報発信に対応できるシステムを導入することで、情報発信力を強化し、住民へ新型コロナウイルスの感染状況や感染対策の情報提供をより迅速、かつ適切に行うための費用として1,129万4,000円、次に、ペガサスホールライブ配信事業につきましては、ウィズコロナの時代の到来により、インターネットを通じてイベントのオンラ

イン化を進め、講習会やイベント映像等のライブ配信環境を整えることにより、客層の拡充と新しい催しの形として、オンラインイベントに取り組むための費用として107万円、増額計上しております。

3つ目の学校、園へ向けた支援事業として、説明欄、保育所感染防止事業費、小・中学校ICT事業費、学校園感染防止対策事業費、幼稚園給食感染防止対策事業費の4事業でございます。保育所、学校園感染防止対策事業につきましては、保育所、学校生活等における接触感染防止対策として、室内にある蛇口を自動水栓化する費用として2,593万1,000円、幼稚園給食感染防止対策事業につきましては、幼稚園児の給食時の感染防止対策費用として61万2,000円、次に、小・中学校ICT事業費につきましては、GIGAスクール構想に基づき、各学校へのICT支援員の配置、大型液晶モニターの設置、家庭支援に活用するための充電器購入費用などの費用として、1,920万6,000円増額計上しています。

8ページ、9ページに移りまして、款民生費、項民生児童福祉費、目児童措置費、子育て世帯生活支援特別給付金事業費、ひとり親世帯分につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から給付金をするための事業費でございます。職員の時間外勤務手当と合わせて16万9,000円増額計上しております。

以上、今回の補正予算の概要を説明させていただきました。議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 1番、遠山健太郎です。細かい点も含めて4点伺います。

まず1点目ですけれども、議第3号 令和3年度一般会計補正予算（第2回）についての説明欄の6ページ、7ページです。説明欄のところで、一番上にあります会計年度任用職員人件費、教育総務課で、財源内訳補正になっています。まず1点目ですけれども、今回、これ以外にも財源補正の点が4点、コロナ検査センター運営事業費であるとか、あと、スクールサポートスタッフ配置、これ、消毒の方ですよね、それと、さきに議決しましたクーポン券の発送についてが、財源内訳が国庫支出金から一般財源になっています。あえてここでちょっと説明を頂きたいのが、例えば、先ほどまさに議決しましたクーポン券の発送は、先ほどの議決では、全額国庫補助金で一般財源がないとなっていますけれども、ここでは700万円

一般財源にしますということの振替になっているんです。いろいろな制度の背景はあると思うんですが、この辺りの財源補正がある、これについての説明をお願いしたいと思います。これが1点目です。

2点目、説明欄の一番下です。小・中学校ICT事業費、教育総務課、1,920万6,000円があります。この中で2点伺います。1つ目が需用費の消耗品費、先ほど説明がありましたけれども、AC充電器ということでもありますけれども、そもそもGIGAスクール構想の中で、AC充電器がなかったのかというのが聞きたいです。家に持って帰るためAC充電器をもう1個追加するという意味だとすると、そもそもGIGAスクール構想のときには、AC充電器は1個で足りると思っていたけれども、コロナによりまして、家に持って帰らなければいけないので、充電器を入れることになったのか、だから追加するのか、ちょっと細かいんですけど教えていただきたい。逆にそうであれば、本当に細かいんですけど、AC充電器、学校にあると思うので、それを情報端末機器と一緒に持って帰れば、2個要らないのではないかなど。何が言いたいかというと、671万円の額がありますので、これをほかの交付金事業に活用できるのではないかなと思ったので、その辺りの説明を教えてください。

続きまして、下の委託料、GIGAスクールICT支援業務委託料、ICT支援員というお話がありましたけれども、3月の当初予算のときに私、質問しましたときにありましたけれども、GIGAスクールサポーターというのがありましたよね。GIGAスクールサポーターとこのICT支援員との違いを教えてください。役割の違いです。情報化コーディネーターとあるのですが、情報化コーディネーターという意味も僕、よく分からないのんですけども、そこを説明だけ頂けたらいいと思っています。GIGAスクールをするに当たって、いろいろな情報化とか、先生の教育とか、マニュアルの作成とかのために、GIGAスクールサポーターが必要だという話がありましたけれども、審議の中で、1名でいけますかという質問がたくさんあったと思うんです。そのときには、1名でいけますという答弁を頂いているんですけども、ここで支援員を追加するというその違いが分からないので、その辺りを教えてください、これが3点目です。

それと、4点目ですけれども、ここにありませんけれども、地方創生臨時交付金の活用事業として、上牧町でやっていない事業として、ちょっとお伺いしたいことがあります。関連になりますけれども、実は今、11日までだったのが月末までに延長になりました飲食店時短営業というのがありまして、近隣のを言うと、広陵町、香芝市、王寺町が時短営業の要請におきまして、飲食店が8時で閉まっています。ただ、上牧町では閉まっています。上牧町で飲

食店に対する時短営業を求めている理由を、関連になりますけれども、教えていただきたいと思います。

以上4点、お願いします。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） それでは、1点目の財源振替の部分でございます。この部分につきましても、資料で提出させていただいております第2回補正予算、歳入の1です。議員懇談会のときも説明させていただいた資料でございます。その資料を見ていただきたいと思います。

それでは、今回の現時点で、第2回補正予算までの時点で、地方創生臨時交付金を活用した事業が、一番右下のところにあります1億4,294万円が事業総額でございます。今回の3年度の交付限度額につきましては、1億1,764万円でございます。100%充当することは不可能でございますので、この部分におきまして、今回の第2回補正におきまして、当初予算で100%臨時交付金で組んでいた部分、また、第1回補正予算、4月1日でさせていただいた部分でございますが、その部分も100%臨時交付金を活用しておったのですけれども、今回、第2回補正予算におきまして、事業費が1億4,294万円となったことによりまして、一般財源も活用することになったわけで、今回、こういう財源振替を行ったわけでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 制度は理解していますけれども、皆さん、分かりますか。ちょっと分かりにくいかなと。制度は否定しているわけでは決してないんですけども、例えば、1個だけピンポイントに見ると、今の2,000円のクーポン券につきましても、1回の補正予算では全額国庫が負担して、一般財源ないですと言いながら、この補正で、やっぱり700万円一般財源にしますと、予算書だけ見ると見えてしまうという。それでしたら、このクーポン券を、700万もするんだったらやめたほうがいいのではないか。700万円も一般財源を持ち出しだしたら、やめたほうがいいのではないかという議論になりそうな気がするので、その辺りが非常に難しいと感じましたけれども、理解させてもらいました。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） それでは、予算書6ページ、7ページにございます地方創生臨時交付金のICT事業の部分で、需用費、消耗品の部分で、ACアダプターが当初からなかったかという質問だと思います。ACアダプターにつきましては、学校に設置しております

充電保管庫というのがございます。その充電保管庫にACアダプターを使用しないといけないというところがございますので、その部分で、ACアダプターを設置させていただきました。その中で、当初、教育委員会の考えといたしましては、学校で子どもたちが端末機を使うというふうに考えていたところがございますが、国から、県からも家庭学習もございますので、持ち帰りという周知も頂いております。その中で、教育委員会のほうも、子どもたちに持ち帰って、家庭学習にも使っていただくというふうに考えを改めさせていただきましたので、今回、ACアダプターを購入させていただいて、家庭学習に活用していただくというふうに考えているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 理解しました。なぜこういうしつこい質問をしたかといいますと、GIGAスクール構想の当初の予定では、情報端末機器を家で使う予定ではなかったんですよね。なかったんですけど、たまたまと言っては大変語弊がありますが、コロナ禍によって自宅で学習をしなければいけない事態が今後予想されるということがあったので、新たにAC充電器を追加することになったという理解です。どうしても予算書だけを見たりとか、説明欄だけを見ると、GIGAスクール構想で自宅という話になってしまうんですけど、ここにはコロナ禍ということもあって、新しい生活様式という中で、AC充電器が追加されたという認識で、今、課長説明していただいたので、理解させてもらいました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） それでは、下段にございます委託料、GIGAスクールICT支援業務委託についてのICT支援と、3月補正で上げさせていただいておりますGIGAスクールサポーターの違いというところでございます。

内容といたしましては、GIGAスクールサポーターにつきましては、先ほど議員がおっしゃったように、セキュリティーポリシー、あと、ルールづくり、あと、GIGAスクール構想に伴います初期設定等をこの部分を使って進めていく考えでございます。その中で、今回上げさせていただいておりますICT支援の部分につきましては、GIGAスクール構想の部分も含めまして、学校のICTの中での支援というところで、内容的にはほぼ一緒なんですけども、そういう内容で名称を変えているというところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今話を聞きますと、GIGAスクールサポーターとICT支援員というのは、内容は同じだと。ただ、名称が違うだけだということになっているというふうに理解したんですけども、1名でいけるというお話があった、でも、今回、そうではなくて、このように、523万6,000円追加して配置しようと思った変化の理由、まだ2か月ぐらいなので、この理由を教えてください。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） 今回のICT支援につきましては、各上牧町内には小学校3校、中学校2校ございます。その中で生徒、先生のサポートも含めまして、ICTの関連の問合せ、あと、ICTの研修、あと、ICTのトラブルの一次対応というところもございまして、1名ではかなり人員が整備できないというところもございましたので、小学校に1名、中学校に1名という形の考えで、今回、2名程度の整備というふうに考えているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ここで、ですよねと言っはいけないですけど、なので、1名では足りないんじゃないかということをお話の審議のときにお話をさせてもらったんですけども、1名でいけるというお話だったので、「大丈夫ですか、頑張ってくださいね」というお話をさせてもらったんですけど、ここで追加になったということですか。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） GIGAスクールサポーターにつきましては、セキュリティーポリシー、あとルールづくりもありましたので、1名でいけるというふうにお答えさせていただいたところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） そこは多分、僕が認識不足だったのかな。当初予算のときにGIGAスクールサポーターの話聞いたときに、私は1名で各学校を回って、GIGAスクール構想に基づいたいろいろなお手伝いをしてくれると。そのセキュリティーポリシーであるとか、マニュアルづくりだけでなく、先生の支援とかもすると僕は思っていたんです。で、1名で足りるんですか、足りないんじゃないですかという話をしたんですけど、そうじゃなくて、たしかお金、月60万ぐらいでしたよね。それで作るのは、セキュリティーポリシーとかマニュアルづくりだけだったと。生徒たち、先生たちの支援はそこに入っていなかったから、今回は追加したという認識ですか。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 分かりました。そこは、僕が当初予算のときに突っ込み不足だったところで、反省しています。

最後に伺いますけれども、この523万6,000円、1回当たり割ると、年28回で1回当たり8万5,000円ですね。1回8万5,000円という単価の根拠を教えてくださいませんか。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） 単価の根拠でございますが、1校28回、月4回という形で、7月から翌年3月までというふうに考えているところでございます。その中で、時間につきまして、休憩を含めまして、1日8時間というふうに考えております。業務内容につきましても、先ほどお伝えさせていただいたように、先生、生徒のサポート、あと、ICTの関連の問合せの対応、ICTの研修、ICTの関連のトラブルの一次対応も含めまして、その金額というふうにさせていただいたところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 分かりました。1回ということで、1日8万5,000円、税込みで9万3,000円、かなりの高額だと思います。時給にしたら1時間1万円ですよ。どのような方を配置する予定にしていますか。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） 配置につきましては、やはりGIGAスクール、ICTの専門的な部分を持っている方を雇用しようというふうに考えているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 推移は見守りたいと思います。何度も言いますけれども、私は、当初予算のときに言っていたんですけど、これであれば、GIGAスクールサポーターという方を、1名ではなくて3名から4名、GIGAスクールサポーターを何名配置するかというのは、当初予算のときにも話をしましたが、文科省の通達で、二、三校に1名という通達が出ていたのではないかなと思うので、それで、5校で1名で足りるかという話をさせてもらったのですけれども、その辺り、GIGAスクールサポーターも同じ専門の方、こっちも同じ方、こっちについては時給1万円ですと、向こうは定額で、3か月で1か月60万円です、この辺り、しっかりやっていただいたらいいんですけども、どのような役割で、ど

うという方がどういうことをするのかというのは僕も知りたいと思いますので、その辺、しっかり管理していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） そのとおり、やはり線引きをさせていただきながら、業務内容につきましては明確にさせていただいて、進めていきたいというふうに考えております。

○1番（遠山健太郎） 次、お願いします。

○議長（服部公英） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先ほど、遠山議員の質問で、上牧町、時短要請については考えないのかということですが、それについても、私、対策本部で話をさせていただきました。そのときの考え方、王寺、それから広陵がやられたというのは聞いております。特に王寺町の場合は、大阪へ勤務されている方、それと、ほかの話も聞きますと、奈良市、生駒市辺りも、大阪から、奈良がそういう時短要請をやっていないというような、緊急事態宣言もやっていないというふうなことから、かなり人がなだれ込んできて、スナック等そういう飲食、かなり県外の方が来られているという話も聞いてはおります。王寺町の場合は、駅を抱えておる地域でございますし、駅の周りにいろんな飲食がございます。そういうことから、王寺町の場合は時短要請をされたんだろうなど。上牧町の場合は、幸いというのか、どういう表現をしているのか分かりませんが、駅もございませんし、いろんな人が上牧町に流れ込んできているような状況でもない。それと店舗数も、王寺や広陵町と、先ほど香芝市のこともおっしゃっておられましたが、そういう市町と比較したときに圧倒的な店舗数の違いがございますし、遠くから来られるようなことでもないという判断の下で、上牧町は今の段階でそこまでやる必要がないのではないかとということで、上牧町ではやらないという判断をさせていただきました。

それともう1つ、同じやるのでしたら、例えば生駒郡、北葛城郡全てが一斉にやるということであれば、大きな効果も出るんだろうなどは思いますが、そういうことで、今、そういう状況では、それぞれの自治体の様子が違います。上牧町も、今、私が説明させていただきましたような状況でございますので、上牧町の場合は店舗についての時短要請は実施しないという判断で、今現在、それ以外のことで取り組んでいるというところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今中町長、自らありがとうございました。

賛否両論、たくさんあると思うんですけども、賛否両論ある中で、私、あえて言います

と、私は上牧町がしなかったことに対しては賛成しているほうです。今、町長が言われたとおり、緊急事態宣言が出まして、国が主導になりまして一律という話でしたらいいんですけど、各市町村に判断を委ねて、そこに県が上乘せするというのであれば、そこは乗らなくていいといたしますか、それよりもほかの事業を推進するということは大いに評価をする、だから、ここにそれがないということに対しては、議案には載っていないんですけども、私はこれでいいのかなというふうに思っています。今後、状況が変わりまして、国が例えば緊急事態宣言を出すとか、そういう話になりましたら、また次の段階のステージを考えるとということで、今の緊急事態措置という中では、上牧町はそういう形ですという形については、理解をさせていただきました。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 富木でございます。私からは1点だけお願いいたします。

説明書8ページ、9ページです。説明欄のほうで、8ページのところで、児童措置費の中で16万9,000円上がっております。9ページの説明のところでは、職員の人件費と、それから、子育て世帯の生活支援等特別給付金ということで上がってきております。この点についてでございますが、タブレットの資料にも上がってきております。入のナンバー2のところを出していただいております。ずっと内容的には読ませていただきました。今回はひとり親の、コロナ禍で生活が大変苦しい低所得者の子育て世帯について支給するためのものでありまして、公明党のほうもこれ提案をさせていただきました。内容は、子ども1人当たり5万円の給付金が支給されます。これはひとり親ということで対象に、今、自治体で順次始まっております。今回の特徴については、住民非課税の二人親世帯もということで、給付金の対象になっております。今回はひとり親ということで、人件費、また委託費が16万9,000円上がってきているわけですが、この内容から、タブレットの内容では、この世帯数、児童扶養手当について受給されている世帯、それから、公的年金等を受給されていない方々に対しての世帯、それから、児童扶養手当は受給していないけれども、コロナの影響を受けて扶養手当を頂いている方々と同じような形で収入が減になったという方々の世帯について支給されます。この点については、順次、今、行われていくわけですが、上牧町、この3つの対象世帯数を合わせて、1番が250世帯、3番については150世帯ということで、この世帯についての見方は、今、資料には書かれておりますが、この内容で、合わせて400世帯になるのかな、その辺りと、

それから、あと周知について、また、スケジュールについてお願いいたします。最後、二人親世帯については、まだ国の法案が成立すればということになりますけれども、その辺についても追加でお願いいたします。

○議長（服部公英） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） まず、世帯数でございます。歳入資料2に記載、提出させていただいております中で、児童扶養手当受給世帯数250世帯、それから、2番、3番、公的年金、児童扶養手当というところで150世帯という見込みを出させていただいております。実際に前回、低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金というところでお支払いさせていただいております世帯数は210世帯でございます。2番、3番におきましては、こちらで把握できていないところもありますので、国や県からのQ&Aの算出方法により、250世帯掛ける1.6倍という形でQ&Aがございましたので、そのような形で世帯数は出させていただいております。

続きまして、対象者への周知方法としましては、上牧町ホームページ、SNSへの掲載、それから、児童扶養手当を受給されている方については個別で通知をさせていただきます。

それから、あと、スケジュール、このひとり親世帯に関しましては、児童扶養手当が振り込まれるときに一緒に入る予定となっておりますので、5月分、この児童扶養手当が振り込まれるのと同時に、この1人分、5万円も振り込む予定となっております。

以上です。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。申請等々については、ひとり親世帯が児童扶養手当受給者は不要で、あと、公的年金受給をされていない方、それから、家計が大変な方については申請が必要であるという理解でよろしいですね。

○議長（服部公英） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） そのとおりでございます。

○7番（富木つや子） あともう1点、二人親家庭についてお願いします。

○議長（服部公英） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） その他世帯分としまして、二人親世帯の場合についてでございます。こちらのほうは、概要のほうはまだ確定しておらず、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者、それから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者、これが

先ほどの家計急変者と同じなのですが、それらの者に対しての支給になるんですが、令和3年度分の住民税の均等割非課税である者というのがまだ判明しておりませんので、判明以降、可能な限り支給するという形が取られる予定であります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。今回はひとり親家庭の付与ということでございますので、先ほどおっしゃいましたように、支給開始は、二人親については、まだ所得が判明していないということと、国のほうもまだ成立審議中ですよ、そういう形になっているかと思えます。なったのかな。すみません。それで、一応、内容的にはよく分かりました。今後、また皆さんにしっかりと届くように、またよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございせんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

今回のコロナ対応で、感染防止対策の事業として、町立の保育所、幼稚園、小学校、中学校の水道の蛇口を自動水栓に改修工事が行われるということで、この説明書で7ページ、8ページに補正予算で計上されておまして、資料も見させていただきましたけれども、全部で水栓の取替えが500を超える数なんですけれども、材料が納入できないというようなことがないのか、全国でこういう自動水栓の工事が進むと思えますけれども、この材料の納入と、それと業者選定については、町内のより多くの方が工事に携われるようにという観点も必要だと思います。今、どのような方法を考えておられるのか、材料の納入と、それと業者の選定と工事の方法と、どのように行われようとしていますか。分かる範囲でご説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） それでは、自動水栓の蛇口の納入時期の説明だったと思えます。

今、各業者のほうに確認を取らせていただきまして、今すぐに発注をかけたとしても、やはりこの自動水栓というところは、今、どの団体でも進めておられるところがありまして、納期といたしましては3か月から4か月かかるというふうには報告を受けているところでございます。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 続きまして、業者選定ということでございます。この分につきまし

ては、上牧町契約規則等に基づきまして、予算可決後、速やかに手続のほうに入りたいと考えているところでございますので、その後、業者を決定させていただいて、随時、担当課長からの話がございましたように、納期までに3か月から4か月かかるということでございますが、業者のほうと最終的にはお話をさせていただきまして、入ったところから、できることから早期に実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 学校ごとに分けて業者を選定するとかいう、そういう方法ではないのですね。業者は1社というふうな見込みですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今現在、考えさせていただいているところにおきましては、保育所、学校ともに1つの事業ということで、入札を準備させていただいているところでございます。ですので、最終的には落札業者としては1社ということで、現在、分けるということは考えておりません。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 町内に業者、たくさん、水道栓の取替えでしたら、割とどこでもできるような業務だと思われまますので、より多くの業者が入れるように、仕事が回るようにというふうな努力を頂きたいと思えますけれども、その点はいかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） その分につきましては、入札契約規則等々でも、額であったり業者の指名等でも定めておきまして、今、議員のおっしゃっていただいております水道業者の認定を受けている業者のほうで、今のところお願いしたいというふうに思っているところでございます。ですので、最終的にはその中から落札者を決めさせていただいて、その業者に発注するというふうな流れで考えているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） お聞きしておきます。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） この第2回の補正なんですけども、皆さん、今、質疑されているように、コロナの対応の費用が計上されてきているわけなんですけど、ちょっとこの予算書から外れるんですけれども、お聞きしたいんです。町長が冒頭でいろいろコロナについてのお話

をされました。80歳以上の方だとかいう選定をしていくと。年齢的に区切っていこうという、それ、もう少し詳しくお話を頂くことはできないでしょうか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） コロナワクチンの予約の件についてでございます。現在、チラシを作成するというので、先週、お話をさせていただいていたと思います。前回のことを考慮いたしまして、今回は80歳以上の方に対して予約を取っていただく、予約の取り方といたしましては、電話とウェブと両方で、日を限って、その日を限ったところは80歳以上の方のみの予約を受け付けるというやり方で、次は週を変えまして、65歳以上の方から79歳の、まずは80歳以上の方のみで、3日間限定でウェブと電話で予約を取らせていただきます。次は、週を変えまして、65歳以上、79歳の方に対してウェブと電話と両方で予約を取っていただくというやり方をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。前回の議員懇談会の中で、一定の結論が出ず、理事者側のほうで持って帰って精査するというお話のあった結果が、こういう結果になったというふうに理解します。こういうふうに決まって、次は各戸にビラなどを入れますというふうなこともおっしゃっておられたと思うんですけども、それはそのようにやられるのでしょうか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 全戸配布で、両面刷りのチラシを配布したいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 了解しました。それと同時に、恐れ入りますけれども、放送のほうもお願いしたいんです。ビラを読んで理解できる人と、それから、ビラを読まなかったというような人が出るおそれもありますので、放送も1回ではなしに、少し期間を持ってやっていただければありがたいかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 放送につきましても、数回入れるようにさせていただきたいと思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） よろしく申し上げます。以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） 再開いたします。



#### ◎議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第10、議第4号 令和3年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）

について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 議第4号 令和3年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）

についてご説明いたします。

議決予算の収益的収入及び支出を80万円増額し、収益的支出の合計額を4億6,915万7,000

円にするものでございます。内容につきましては、水道事業会計補正予算書2ページ、収益的収入及び支出、款1水道事業費、項1営業費用、目3総係費、節10委託料を80万増額するものでございます。計上目的につきましては、上牧町水道事業給水条例の改正による水道料金の値下げに伴うシステム改修の委託料でございます。慎重審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

水道事業会計の補正1回ですけれども、条例改正に伴うシステム改修ということで、委託料、増額ですけど、値下げに関わる水道料金の補正は今回、ここに上げられてないんですけれども、これについての説明をお願いします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） その部分につきましては、現在、再度詳しく計算中であり、次の6月議会に補正計上いたしたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分かりました。以上で終わります。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第11、議第5号 上牧町固定資産評価員の選任について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 議第5号 上牧町固定資産評価員の選任について説明をいたします。前任の西山副町長が退任いたしましたので、後任として、現副町長の阪本正人氏を選任いたしたく、提出させていただきました。略歴については、別紙のとおりでございます。同意を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時05分

○副議長（遠山健太郎） 再開いたします。

議長、服部公英君から議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第12として議題といたします。

服部君の退場を願います。

（12番 服部公英 退場）



#### ◎議長の辞職の許可について

○副議長（遠山健太郎） 追加日程第12、議長の辞職の許可について。

議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（森本朋人） 令和3年5月10日。

上牧町議会副議長、遠山健太郎殿。

上牧町議会議長、服部公英。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○副議長（遠山健太郎） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

服部君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、服部君の議長辞職を許可することに決しました。

服部君、入場願います。

（12番 服部公英 入場）

○副議長（遠山健太郎） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第13として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第13として議題といたします。



### ◎議長選挙について

○副議長(遠山健太郎) 追加日程第13、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

(「投票」と言う者あり)

○副議長(遠山健太郎) 投票という声が上がりましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(遠山健太郎) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、東(あずま)議員、上村議員、竹之内議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

○副議長(遠山健太郎) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(遠山健太郎) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

○副議長（遠山健太郎） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番のほうから順番に投票願います。

（投票）

○副議長（遠山健太郎） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（遠山健太郎） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（遠山健太郎） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、吉中隆昭君10票、東 充洋君2票。

以上のおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。よって、吉中隆昭君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（遠山健太郎） ただいま議長に当選されました吉中隆昭君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

議長に当選されました吉中隆昭君より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

（6番 吉中隆昭 登壇）

○6番（吉中隆昭） ただいま上牧町議会恒例の議会議長改選において、私、吉中隆昭を議長に選んでいただいた議員の皆さん、ありがとうございます。心より御礼を申し上げます。我々の議会は議員の皆さんと理事者の皆さんのご理解とご協力によって、いろいろな問題をバランスよく解決してきた議会かと思っております。今後も今まで以上に議員と理事者がお互い知恵を出し合い、協力し合う議会にすべきだと思っております。そのためには、まず、議員が議会と理事者との間でトラブルや対立を起こさず、お互い仲よく、強い者が弱い者を

助けるという気持ちを大切に、公平でバランスの取れた議会になるよう、議長として中立の立場で調整役、まとめ役を務めながら、議会運営をしたいと思っておりますので、議員の皆さん、理事者の皆さんのご協力を重ねてお願い申し上げ、議長引受けを承諾させていただきます。また、今の世の中の世界中で新型コロナウイルスや変異株が猛威を振るっています。その感染防止策としては、一日も早くワクチン接種を受け、感染しない、感染させないことに努め、みんな心をつなげて、感染収束まで我慢することだと思います。頑張りましょう。本日はどうもありがとうございました。(拍手)

○副議長（遠山健太郎） 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

副議長、遠山君から副議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第14として議題といたします。

遠山君、退場願います。

（1番 遠山健太郎 退場）



#### ◎副議長の辞職の許可について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第14、副議長の辞職の許可について。

副議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（森本朋人） 令和3年5月10日。

上牧町議会議長、吉中隆昭殿。

上牧町議会副議長、遠山健太郎。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

遠山君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、遠山君の副議長の辞職を許可することに決しました。

遠山君、入場願います。

（1番 遠山健太郎 入場）

○議長（吉中隆昭） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第15として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第15として議題といたします。

---

◇

### ◎副議長選挙について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第15、副議長選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（吉中隆昭） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人は、牧浦議員、康村議員、石丸議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

（投票用紙配付）

○議長（吉中隆昭） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（吉中隆昭） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番のほうから順番に投票を願います。

（投票）

○議長（吉中隆昭） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（吉中隆昭） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、遠山君12票。

以上のおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。よって、遠山君が副議長に当選されまし

た。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(吉中隆昭) ただいま副議長に当選されました遠山君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

副議長に当選されました遠山君より、副議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

(1番 遠山健太郎 登壇)

○1番(遠山健太郎) 改めまして、ただいまの選挙におきまして、副議長の大役を仰せつかることになりました遠山健太郎と申します。

昨年の臨時議会で、私、初めて副議長の大役を仰せつかりまして、先ほど、ここで開票している姿を見させていただきまして、住民の皆様選ばれた議員の皆様が私の名前を書いていただいていることに、責任の重大さと任の重さを改めて痛感いたしました。

この1年間、コロナ禍という未曾有の状況の中で、様々な情報が飛び交いました。その情報をいかに整頓し、そして、理事者の方と情報の共有をしながら、議員の皆様がいかに情報を分かりやすく、しかも素早く正確に伝えるかを心がけてまいりました。まだまだコロナ禍という状況下は収まる気配が見られません。皆様の力をお借りしながら、新しい吉中議長のしっかりサポートをし、議会運営、そして議員の皆様が議員活動に少しでもお手伝いできればと思います。1年間、精いっぱい努めてまいりたいと思います。このご挨拶をもちまして、当選承諾とさせていただきます。どうか1年間、よろしく願いいたします。(拍手)

○議長(吉中隆昭) 遠山君が副議長当選を承諾されました。どうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩といたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 2時20分

○議長(吉中隆昭) それでは再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の任期が満了となりますので、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第

16として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第16として議題といたします。



#### ◎常任委員の選任について

○議長(吉中隆昭) 追加日程第16、常任委員の選任について。

常任委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私のほうから指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第2条に規定されておりますので、念のため申し添えます。

総務建設常任委員に、東(あずま)議員、上村議員、牧浦議員、私、吉中議員、木内議員、東(ひがし)議員、以上6名、また、文教厚生常任委員に、遠山議員、竹之内議員、富木議員、康村議員、石丸議員、服部議員、以上6名をそれぞれ選任いたします。ただいま各常任委員を選任いたしましたので、各常任委員会におかれましては委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

お諮りいたします。

議会運営委員の任期が満了となりますので、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程17として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程17として議題といたします。



### ◎議会運営委員の選任について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第17、議会運営委員の選任について。

議会運営委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私のほうから指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第4条の2第2項に規定されておりますので、念のために申し添えます。

議会運営委員に、牧浦議員、竹之内議員、富木議員、康村議員、東（ひがし）議員、服部議員、以上6名を選任いたします。

ただいま議会運営委員を選任いたしましたので、議会運営委員会におかれましては委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

この際、IT会議、広報委員会につきましても、他の委員会同様選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、委員の選任につきましては議長一任と決定いたしました。

それでは、私のほうから指名いたします。

I T会議に、遠山議員、牧浦議員、竹之内議員、富木議員、木内議員、東（ひがし）議員、以上6名を選任いたします。

また、広報委員に、遠山議員、東（あずま）議員、上村議員、牧浦議員、竹之内議員、康村議員、石丸議員、以上7名を選任いたします。

ただいま選任いたしました委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時27分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

先ほど選任いたしました常任委員会、議会運営委員会、広報委員会の委員長・副委員長を互選していただきましたので、発表いたします。

総務建設委員会委員長、牧浦議員。副委員長、上村議員。

文教厚生委員会委員長、富木議員。副委員長、服部議員。

議会運営委員会委員長、東（ひがし）議員。副委員長、竹之内議員。

I T会議キャプテンに東（ひがし）議員。副キャプテンに竹之内議員。

広報委員会委員長に竹之内議員。副委員長、東（あずま）議員。

以上でございます。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から閉会中も継続して調査したいとの申出があります。この申出を日程に追加し、追加日程第18として議題と

したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、継続調査の申出を日程に追加し、追加日程第18として議題にすることに決定いたしました。

---

◇

◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長(吉中隆昭) 追加日程第18、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から閉会中も調査が終了するまで継続して調査したいとの申出があります。この申出のとおり、所管事項の調査について、閉会中も継続して調査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、所管事項の調査については、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第19として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第19として議題といたします。

---

◇

◎議席の変更について

○議長(吉中隆昭) 追加日程第19、議席の変更について、これを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。

1番、遠山議員、2番、東（あずま）議員、3番、上村議員、4番、牧浦議員、5番、竹之内議員、6番、服部議員、7番、富木議員、8番、康村議員、9番、木内議員、10番、石丸議員、11番、東議員、12番、吉中議員、以上のとおり変更いたします。

なお、本臨時会はただいまお座りの議席のままといたします。次期議会までに事務局のほうで名札の差し替えをお願いいたします。

お諮りいたします。

議員の派遣について日程に追加し、追加日程第20として議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第20として議題といたします。



#### ◎議員の派遣について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第20、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が行政分野にわたりより専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。令和3年度において、会議規則第73条、第127条及び上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市等、また研修会等に町議会議員を派遣したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、令和3年度に当町議会議員を先進諸都市等の視察及び研修会に派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約第6条の規定による組合議員の任期が満了となるため、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出について、これを日程に追加し、追加日程第21として議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第21として議題といたします。



◎山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第21、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について、これを議題といたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約第5条第1項の規定により、組合議員の選出を行います。

お諮りいたします。

組合議員の選出について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出につきましては議長一任と決定いたしました。

それでは、私のほうから指名いたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員として東（ひがし）議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、東（ひがし）議員が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時39分

○副議長（遠山健太郎） 再開します。

お諮りいたします。

ただいま吉中議員から、ごみ処理問題特別委員を辞任したいとの申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第22として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、吉中議員の、ごみ処理問題特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第22として議題とすることに決定いたしました。



#### ◎上牧町ごみ処理問題特別委員の辞任について

○副議長（遠山健太郎） 追加日程第22、上牧町ごみ処理問題特別委員会の辞任について、これを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、吉中議員の退場を求めます。

（6番 吉中隆昭 退場）

○副議長（遠山健太郎） 吉中議員から、ごみ処理問題特別委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

本件を、申出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、吉中議員の、ごみ処理問題特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

吉中議員、入場願います。

（6番 吉中隆昭 入場）

○副議長（遠山健太郎） お諮りいたします。

ただいま吉中議員の辞任により、ごみ処理問題特別委員が1名欠員となりました。この際、ごみ処理問題特別委員1名を選任したいと思います。

ごみ処理問題特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第23として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、ごみ処理問題特別委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第23として議題とすることに決定いたしました。



#### ◎上牧町ごみ処理問題特別委員の選任について

○副議長(遠山健太郎) 追加日程第23、上牧町ごみ処理問題特別委員の選任について、これを議題といたします。

ごみ処理問題特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、服部議員を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、服部議員がごみ処理問題特別委員に選任されました。それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○議長(吉中隆昭) それでは再開いたします。

ここでご報告申し上げます。

ごみ処理問題特別委員会の委員長を互選していただきましたので、報告いたします。ごみ処理問題特別委員会委員長に東(ひがし)議員が選ばれましたので、よろしく願いいたします。

---

◇

◎閉会の宣告

○議長（吉中隆昭） 以上で、本臨時会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。  
したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。  
よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。  
閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。  
今中町長。

---

◇

◎町長の挨拶

○町長（今中富夫） 全議案議決、承認、同意を頂きまして、ありがとうございます。  
また、後日、吉中議長、遠山副議長、また各常任委員会、特別委員会の委員長、副委員長が選任されました。  
今、厳しいコロナ禍の中で、議会の運営も大変厳しいわけですが、引き続き、我々も情報の交換をしっかりとさせていただいて、今まで以上に信頼関係が結ばれる、またしっかりとした議論が委員会、またこの本会議場の中でしっかりと交わせるように、我々もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。これから、コロナ接種が始まっていくわけですが、住民の方々にも十分ご理解いただけるように、また、事故のないように取り組んでまいりますので、議員の皆さん方にも引き続きご協力をお願い申し上げます。お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） これをもちまして、令和3年第1回上牧町議会臨時会を閉会いたします。  
どうも皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 石 丸 典 子

署 名 議 員 東 充 洋